

役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人諸岳会（以下「この法人」という。）の定款第九条及び第二二条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬並びに費用弁償（以下「報酬等」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。常勤役員のうち、理事は常勤理事及び監事は常勤監事という。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第15条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 報酬とは、社会福祉法第四十五条の三十五第一項で定める報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称の如何を問わない。費用とは明確に区別されるものとする。
- (6) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）等の経費をいう。報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 この法人は、役員に職務執行の対価として報酬を支給することができる。

2 この法人は、評議員に報酬を支給することができる。

3 常勤理事のうち、この法人の使用者としての立場を有する者に対しては、この規程による報酬は支給しない。ただし、正規の勤務時間外に開催される理事会等に出席した場合は、非常勤理事に準じて報酬を支給する。

(報酬等の額の決定)

第4条 この法人の全理事の報酬総額は、年間1,000万円以内とする。

2 この法人の全監事の報酬総額は、年間285万円以内とする。

3 この法人の常勤役員の報酬月額、別表第1「常勤役員俸給表」に定めるとおりとする。

4 常勤役員のうち理事長及び専務理事については、職務の責任等、その特殊性に基づいて、前項の報酬月額に別表第2「役職加算額」に定める金額を加算し、その額をもって当該役員の報酬月額とする。

5 各々の常勤役員の従事状況によっては、前2項により定められた報酬月額に、別表第3「従事状況換算表」に定める係数を適用した金額を実際の報酬月額として支給するものとする。

6 各々の常勤役員に適用する号俸は、別表第4「経歴・経験年数換算表」により年度毎に決定する。

7 各々の常勤役員の報酬月額は、前6項の規定に基づき理事会が定め、評議員会の承認を得て決める

ものとする。

8 各々の常勤役員に対する退職慰労金については、退職時に受けていた報酬月額に在職年数を乗じた額を上限として理事会が定め、評議員会の承認を得て決めるものとする。

9 非常勤理事に対する報酬は、別表第5「非常勤理事の報酬」に定めるとおりとする。

10 非常勤監事に対する報酬は、別表第6「非常勤監事の報酬」に定めるとおりとする。

11 個々の評議員の報酬は、別表第7「評議員の報酬」に定めるとおりとする。

12 非常勤役員及び評議員については、退職慰労金を支給しない。

(費用弁償)

第5条 この法人は、役員及び評議員がその職務の執行に当たって負担した費用については、これを請求の日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うことができるものとする。

2 常勤役員には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、その計算方法はこの法人が定める通勤費の支給基準に準ずるものとする。

3 役員及び評議員には、出張に要する旅費（宿泊費含む）を、この法人が定める出張旅費の基準に準じ、出張費として支給することができる。

(報酬等の支給日)

第6条 常勤役員の報酬等（旅費を除く。）は、毎月25日に支払うものとする。なお、支給日が土日、祝祭日にあたる場合は、その直前の営業日に支払うものとする。

2 非常勤役員及び評議員の報酬等及び常勤役員の旅費は、必要の都度、支払うものとする。

(報酬等の支給方法)

第7条 報酬は、通貨をもって本人に支給又は支払うものとする。ただし、本人の同意を得れば本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。

2 報酬等は法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金等を控除して支給する。

(公表)

第8条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第五十九条の二第一項第二号で定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

(補足)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の承認を経て、別に定めるものとする。

附則

- 1 この規程は平成29年3月14日から施行する。
- 2 従前の役員及び評議員の報酬等に関する規程は廃止する。

附則

- 1 この改正規程は平成29年6月30日から施行する。

別表第1 常勤役員俸給表

職務 の級 号	8級	9級	10級
	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	円	円	円
1	407,300	457,600	520,900
2	409,700	460,700	523,800
3	412,200	463,700	526,900
4	414,600	466,700	530,000
5	416,500	469,700	533,100
6	418,800	472,700	535,400
7	420,900	475,700	537,900
8	423,100	478,800	540,300
9	425,100	481,500	542,700
10	427,200	484,600	544,500
11	429,300	487,600	546,300
12	431,400	490,700	548,200
13	433,100	493,400	549,900
14	434,900	495,700	551,300
15	436,900	498,000	552,600
16	438,900	500,300	553,700
17	440,800	502,400	555,000
18	442,600	503,800	556,000
19	444,400	505,300	556,900
20	446,100	506,700	557,800
21	447,900	507,900	558,700
22	449,400	509,300	
23	450,800	510,800	
24	452,300	512,300	
25	453,700	513,400	
26	455,000	514,500	
27	456,300	515,700	
28	457,500	516,900	
29	458,500	517,900	
30	459,200	518,800	
31	460,000	519,700	
32	460,700	520,600	
33	461,400	521,400	
34	462,200	522,300	
35	462,900	523,000	
36	463,500	523,500	
37	464,000	524,200	
38	464,600	524,800	
39	465,200	525,600	
40	465,800	526,200	
41	466,300	526,700	
42	466,800		
43	467,200		
44	467,500		
45	467,800		

平成28年人事院勧告 行政職俸給表(一)に基づき設定

別表第2 役職加算額

役職	加算額
理事長	別表第1に定める月額額の25%
専務理事	別表第1に定める月額額の20%

※ 加算額に100円未満の端数が生じる場合は、その端数を切り捨てた金額とする。

別表第3 従事状況換算表

従事状況	係数
週1日従事する場合	0.2
週2日従事する場合	0.55
週3日従事する場合	0.75
週4日従事する場合	0.9
週5日従事する場合	1.0

※ 係数を乗じた結果、100円未満の端数が生じる場合は、その端数を切り捨てた金額とする。

別表第4 経歴・経験年数換算表

経歴・経験	換算率・考課する号俸(上位の号俸)
この法人の常勤役員	年 × 4
この法人の非常勤役員	年 × 3
この法人の評議員	年 × 1
この法人の職員(使用者)として勤務した期間	年 × 2
他の社会福祉法人の常勤役員	年 × 2
他の社会福祉法人の非常勤役員	年 × 1.4
他の社会福祉法人の評議員	年 × 0.4
他の社会福祉法人の職員(使用者)として勤務した期間	年 × 1
公認会計士または税理士としての業務経歴(常勤監事)	年 × 2
その他、社会福祉事業に従事した経歴・経験	年 × 0.2

※ 2つ以上の職を兼ねるなど、経歴・経験年数に重複する期間がある場合は、換算率が高いほうの経歴・経験年数により当該期間の換算率を計算する。換算して得た値の小数点以下は四捨五入する。

別表第5 非常勤理事の報酬

理事会出席の都度、報酬として一人一律1万円(税控除後の手取り額)

別表第6 非常勤監事の報酬

理事会出席の都度、報酬として一人一律1万円(税控除後の手取り額)及び監事監査の都度、監査業務報酬として一人一律3万円(税控除後の手取り額)

別表第7 評議員の報酬

評議員会出席の都度、報酬として一人一律1万円(税控除後の手取り額)